

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第211号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第265号）

平成24年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地形図修正業務（以下「当該業務」という。）について、ダム上流側の1.35kmから1.65km区間（以下「当該区間」という。）では、工事用道路（管理用道路）や管理施設（法面保護工）などの設置に伴い、大きく地形改変が行われたにもかかわらず、こうした施設の形状が平面図に全く記載されていない理由を示す公文書

2 本件公開請求に対する処分の内容

不存在決定

3 担当課（所）

土木部 河川課

4 異議申立て等の経緯

- (1) H27. 7. 15 公開請求
- (2) H27. 7. 29 処分決定
- (3) H27. 8. 20 異議申立て
- (4) H30. 12. 13 諮問
- (5) R1. 9. 26 答申

5 諮問に係る審査会の判断結果

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第11条 第2項 (不存在)</p>	<p>異議申立人は、当該区間では、管理用道路や法面保護工などの設置に伴い、大きく地形改変が行われたにもかかわらず、こうした施設の形状が平面図に全く記載されていないとして、その理由がわかる公文書があるはずであると主張している。</p> <p>異議申立人の主張は、当該業務の成果品である平面図（地形図）の作図に関する事項であることから、当審査会において、当該業務の変更特記仕様書により、当該業務の目的や内容について確認した。</p> <p>その結果、当該業務の業務目的については、第2条において「試験湛水完了に伴い、谷地形や窪地地形で堆砂等により地形が変化している箇所及び定期横断箇所の調査、並びに定期横断測量実施以降に工事により地形が改変された箇所の調査も行い、地形図の修正を行うことを目的とする。また、地形図の修正に伴い、貯水容量の再算定も行う」ものであること。また、業務内容については、第3条第3項で「尾根や谷地形、窪み等の地形で大きく変化している箇所、並びに定期横断測量実施以降に工事により地形が改変された箇所の横断測量及び標高測量を行う」こと、同条第4項で「測量を基に平面図の修正を行う」こと、その上で同条第5項では、「平面修正を行った地面より、標高別貯水容量の算定を行う」ものであることを確認した。</p> <p>要するに当該業務は、ダム貯水池内の地形改変箇所を測量し、等高線が記載された平面図を修正し、その図面より標高別に貯水容量の再算定を行うものであり、貯水容量の再算定にあたって管理用道路や法面保護工などの詳細な形状を平面図に記載することまでは求められていなかった。</p> <p>この点、実施機関は「管理用道路や法面保護工などの詳細な形状については、貯水容量の再算定に影響を及ぼさず、これらを記載すると等高線が見づらくなるため、地形図に記載していないところがある。」と述べている。</p> <p>こうしたことから、異議申立人が公開を求める「工事用道路（管理用道路）や管理施設（法面保護工）などの設置に伴い、大きく地形改変が行われたにもかかわらず、こうした</p>

	<p>施設の形状が平面図に全く記載されていない理由を示す公文書」は存在しないとした実施機関の主張は、特に不合理、不自然な点は認められず、本件処分は妥当であると判断した。</p>
--	--

6 審議経緯 審査回数 3回

(別 紙)
答申第211号

答 申 書

令和元年9月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成27年7月15日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（公開請求に係る公文書の内容）

平成24年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地形図修正業務（以下「当該業務」という。）について、ダム上流側の1.35kmから1.65km区間（以下、「当該区間」という。）では、工事用道路（管理用道路）や管理施設（法面保護工）などの設置に伴い、大きく地形改変が行われたにもかかわらず、こうした施設の形状が平面図に全く記載されていない理由を示す公文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成27年7月29日に不存在決定（以下「本件処分」という。）を行って、次のとおり公文書を保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

当該請求に係る公文書は、作成されていないため、存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成27年8月20日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成30年12月13日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

貯水池内におけるダム建設工事に伴う地形の改変や管理施設の整備などは試験湛水以前に完成している。当然、当該業務の地形修正時には現地に存在しているはずである。

しかし、そうした工事成果の大半は計画のままであったり、修正しないままに公開された修正平面図となっている。とすると、今回の測量は何を、何に基づいて修正したのかわからない。

駕原と瀬領地区では、大規模に作られた工専用道路が管理用道路として残っているにもかかわらず、平面図には全く記載されていないし、何よりも、斜面崩壊防止のために実施され、横断測量断面図には記載されている法面保護工が全く記載されていない。平成20年の豪雨時に崩壊した北駕原地区の法面保護工についても全く記載されていない。

現地修正測量はしないでも、工事の出来形としての平面図データは発注者側にあり、打ち合わせ時にはそうした資料が貸与されたという記録もある。しかし、全くそのデータは生かされていない。なぜ、実施設計や完成平面図に基づき、地形修正と等高線の修正を行わなかったのか。よほどの理由がなければ、成果として納品されるはずがない代物であり、そうしたことを行ったとすれば、それ相当の理由があるはずである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

当該業務における横断測量及び標高測量は、貯水池の地形図を修正するとともに、貯水容量の再算定を行うため、ダムの堤体から上流約2 km区間で、前回の定期横断測量（平成18年度実施）以降、試験湛水完了に伴い、谷地形や窪地地形で堆砂等により地形が変化している箇所及び定期横断測量実施以降に工事により地形が改変された箇所を実施した。「異議申立の理由」より、異議申立人が地形改変について言及しているのは、駕原及び瀬領地区と考えられるため、この地区に関して請求の対象となる文書が存在しない理由を述べる。

当該業務では、貯水容量算出に影響を及ぼす箇所を県と請負業者が協議の上で選定し、管理用道路や法面保護工により地形が改変されている当該区間の駕原町と瀬領町においても、横断測量を実施している。その上で、貯水容量算出には等高線を利用することから、横断測量により得られた管理用道路や法面保護工などの標高に基づき地形図の等高線を修正している。当該業務は修正した等高線をもとに貯水容量を再算定し確認することが目的であり、管理用道路や法面保護工の詳細な形状については、貯水容量の再算定に影響を及ぼさず、これらを記載すると等高線が見づらくなるため、地形図に記載していないところがある。また、平成20年の豪雨時に崩壊した駕原町付近の法面保護工も同様である。

なお、仕様書では、成果品として地形や等高線の修正を実施しない理由を求めていることから、異議申立人が公開を求める公文書は存在しない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務

が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

当該業務について、当該区間では、工用道路（管理用道路）や管理施設（法面保護工）などの設置に伴い、大きく地形改変が行われたにもかかわらず、こうした施設の形状が平面図に全く記載されていない理由を示す公文書

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

異議申立人は、当該区間では、管理用道路や法面保護工などの設置に伴い、大きく地形改変が行われたにもかかわらず、こうした施設の形状が平面図に全く記載されていないとして、その理由がわかる公文書があるはずであると主張している。

なお、当審査会は、異議申立人に対し、実施機関から提出された理由説明書の写しを送付し意見をもとめたが、特段の意思表示はなかった。

異議申立人の主張は、当該業務の成果品である平面図（地形図）の作図に関する事項であることから、当審査会において、当該業務の変更特記仕様書により、当該業務の目的や内容について確認した。

その結果、当該業務の業務目的については、第2条において「試験湛水完了に伴い、谷地形や窪地地形で堆砂等により地形が変化している箇所の調査及び定期横断箇所の調査、並びに定期横断測量実施以降に工事により地形が改変された箇所の調査も行い、地形図の修正を行うことを目的とする。また、地形図の修正に伴い、貯水容量の再算定も行う」ものであること。また、業務内容については、第3条第3項で「尾根や谷地形、窪み等の地形で大きく変化している箇所、並びに定期横断測量実施以降に工事により地形が改変された箇所の横断測量及び標高測量を行う」こと、同条第4項で「測量を基に平面図の修正を行う」こと、その上で、同条第5項では、「平面修正を行った図面より、標高別貯水容量の算定を行う」ものであることを確認した。

要するに当該業務は、ダム貯水池内の地形改変箇所を測量し、等高線が記載された平面図を修正し、その図面より標高別に貯水容量の再算定を行うものであり、貯水容量の再算定にあたって管理用道路や法面保護工などの詳細な形状を平面図に記載することまでは求められていなかった。

この点、実施機関は、「管理用道路や法面保護工などの詳細な形状については、貯水容量の再算定に影響を及ぼさず、これらを記載すると等高線が見づらくなるため、地形図に記載していないところがある。」と述べている。

こうしたことから、異議申立人が公開を求める「工用道路（管理用道路）や管理施設（法面保護工）などの設置に伴い、大きく地形改変が行われたにもかかわらず、こうした施設の形状が平面図に全く記載されていない理由を示す公文書」は存在しないとした実施機関の主張は、特に不合理、不自然な点は認められず、本件処分は妥当であると判断した。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

5 付言

本件において、異議申立てから諮問まで3年4カ月近くを要しており、実施機関にあっては、今後、速やかな対応が求められる。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年12月13日	○諮問を受けた。(諮問案件河第1308号)
平成31年1月31日	○実施機関(土木部河川課)から理由説明書を受理した。
平成31年2月7日	○異議申立人に理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
平成31年3月13日 (第299回審査会)	○事案の審議を行った。
令和元年7月2日 (第300回審査会)	○事案の審議を行った。
令和元年8月6日 (第301回審査会)	○事業の審議を行った。